可児市教育委員会 教育長 堀部好彦

「まん延防止等重点措置」 期間の延長について

岐阜県の1月21日から2月13日までの「まん延防止等重点措置区域」の指定期間が、3月6日まで延長されることになりました。お子さんの健康状態の把握などご協力いただいておりますが、今後もご家庭でもこれまでの感染症対策の徹底と継続をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための学級閉鎖等については、 県ガイドラインに基づき、2月10日以降当分の間、下記のとおり対応していま す。

記

1 感染症対策の徹底・継続

- ・基本的な感染防止対策の継続(密を避ける、手指衛生、こまめな換気など)
- ・授業では、近距離で行う「対面形式のグループワーク」「一斉に大きな声で 話す活動」「合唱及び管楽器演奏」「調理時実習」「密集したり、組み合い・ 接触したりする運動」など感染リスクの高い活動を中止
- ・部活動の原則中止(全国規模の大会やそれにつながる大会を控えている場合 を除く)

2 学級、学年などの基本的な対応

- ・児童生徒の陽性が一人でも判明した場合、その児童生徒が所属する学級全員 を自宅待機(学級閉鎖)とします。自宅待機の期間は5日間程度となります。
- ・学級閉鎖を行う学級が、同じ学年に複数ある場合は、その学年を学年閉鎖とします。(ただし、状況によっては、学年閉鎖とせず学級閉鎖だけの対応となる場合があります。)
- ・学年閉鎖が複数ある場合は、学校全体を臨時休業とします。